

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 78 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 4（第 7 条関係）			別表第 4（第 7 条関係）		
区 分		費用弁償の額	区 分		費用弁償の額
招集地が居住地である県議会の議員		<u>9,700円</u>	招集地が居住地である県議会の議員		<u>8,700円</u>
招集地が居住地 以外の県議会の 議員	居住地から招集地までの距離が 陸路25キロメートル未満の場合	<u>11,600円</u>	招集地が居住地 以外の県議会の 議員	居住地から招集地までの距離が 陸路25キロメートル未満の場合	<u>10,600円</u>
	居住地から招集地までの距離が 陸路25キロメートル以上50キロ メートル未満の場合	<u>13,400円</u>		居住地から招集地までの距離が 陸路25キロメートル以上50キロ メートル未満の場合	<u>12,400円</u>
	居住地から招集地までの距離が 陸路50キロメートル以上75キロ メートル未満の場合	<u>15,300円</u>		居住地から招集地までの距離が 陸路50キロメートル以上75キロ メートル未満の場合	<u>14,300円</u>
	居住地から招集地までの距離が 陸路75キロメートル以上100キロ メートル未満の場合	<u>17,100円</u>		居住地から招集地までの距離が 陸路75キロメートル以上100キロ メートル未満の場合	<u>16,100円</u>
	居住地から招集地までの距離が 陸路100キロメートル以上の場合	<u>19,000円</u>		居住地から招集地までの距離が 陸路100キロメートル以上の場合	<u>18,000円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。